国立大学法人東京医科歯科大学事務組織規則

（平成１６年４月１日
規　則　第　４　号）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成１６年規程第１号）第２９条第２項の規定に基づき、本学の事務組織及び所掌事務の範囲について必要な事項を定めるものとする。

（戦略企画部）

第２条　本学に、戦略企画部を置く。

２　戦略企画部に、戦略企画課を置く。

３　戦略企画部戦略企画課の分掌事務に関しては別に定める。

（事務局）

第３条　本学に、事務局を置く。

２　事務局に、総務部、財務部及び施設部を置く。

３　総務部に、総務秘書課、人事企画課、人事労務課、コンプライアンス課及び業務支援室を置く。

４　財務部に、財務企画課及び財務経理課を置く。

５　施設部に、施設企画課及び施設管理課を置く。

第４条　削除

（事務部等）

第５条　医学部に、医学部事務部を置く。

２　歯学部に、歯学部事務部を置く。

３　次に掲げる組織に、それぞれ事務部を置く。

(1) 生体材料工学研究所

(2) 難治疾患研究所

(3) 学生支援・保健管理機構

(4) 統合教育機構

(5) 統合研究機構

(6) 統合国際機構

(7) 統合情報機構

(8) 病院

(9) 統合イノベーション機構

４　職員健康管理室及び環境安全管理室に、職員健康管理・環境安全管理事務室を置く。

（事務部の課等）

第６条　病院事務部に、総務課、労務課、管理課、経営企画課、医事一課、医事二課、医療支援課、医療品質管理課及び医療連携支援センター事務室を置く。

２　学生支援・保健管理機構事務部に、学生支援事務室を置く。

３　統合教育機構事務部に、学務企画課、入試課及び教養事務室を置く。

４　統合研究機構事務部に、研究推進課を置く。

５　統合国際機構事務部に、国際交流課を置く。

６　統合情報機構事務部に、学術情報課、情報推進課、IR 事務室及びデジタル変革推進事務室を置く。

７　統合イノベーション機構事務部に、産学連携課を置く。

（新棟・再整備準備室）

第７条　病院事務部管理課に新棟・再整備準備室を置く。

２　新棟・再整備準備室の分掌事務に関しては別に定める。

（診療報酬対策室）

第７条の２　病院事務部医事一課に診療報酬対策室を置く。

２　診療報酬対策室の分掌事務に関しては別に定める。

（医療情報事務室）

第７条の３　病院事務部医事一課に医療情報事務室を置く。

２　医療情報事務室の分掌事務に関しては別に定める。

（係）

第８条　課並びに第１２条第１項に規定する事務部及び事務室並びに第１３条第１項に規定する室及び事務室に係を置く。

２　係の名称及び分掌事務に関しては別に定める。

（事務局長）

第９条　事務局に、事務局長を置く。

２　事務局長は、学長の監督の下に、事務局の事務を管理し、並びに学内の事務を総括し、及び調整する。

（部長及び次長）

第１０条　戦略企画部、事務局の総務部、財務部及び施設部並びに病院、学生支援・保健管理機構、統合教育機構、統合研究機構、統合国際機構及び統合情報機構の及び統合イ

ノベーション機構の事務部に、それぞれ部長を置く。
２　部長は、上司の命を受けて、その部の事務を管理及び処理する。
３　第１項の部長を置く部に、次長を置くことができる。
４　次長は、部長を補佐するとともに、上司の命を受けた事務を管理及び処理する。

（課長及び室長）
第１１条　課にそれぞれ課長を、業務支援室に室長を置く。
２　課長及び室長は、上司の命を受けて、その課又は室の事務を管理及び処理する。

（参事）
第１１条の２　戦略企画部及び戦略企画課並びに第３条に規定する部及び課並びに第５条に規定する事務部及び職員健康管理・環境安全管理事務室並びに第６条に規定する課に、参事を置くことができる。
２　参事は、上司の命を受けて、特に高度の専門的知識又は経験を必要とする事務を管理及び処理する。

（事務長）
第１２条　生体材料工学研究所及び難治疾患研究所並びに統合教育機構教養事務室及び職員健康管理・環境安全管理事務室に、それぞれ事務長を置く。
２　事務長は、上司の命を受けて、その事務部又は事務室の事務を管理及び処理する。

（副課長及び副事務長）
第１２条の２　課並びに第１２条第１項に規定する事務部及び事務室に副課長又は副事務長を置くことができる。
２　副課長及び副事務長は、上司の命を受けて、課長又は事務長の所掌する事務のうち、処理権限を移譲された事務を管理及び処理する。

（室長及び事務室長）
第１３条　新棟・再整備準備室及び診療報酬対策室にそれぞれ室長を、医療情報事務室、医療連携支援センター事務室、学生支援事務室、IR 事務室及びデジタル変革推進事務室にそれぞれ事務室長を置く。
２　室長及び事務室長は、上司の命を受けて、各室の事務を管理及び処理する。

（事務主事）
第１４条　課、室、事務部及び事務室に事務主事を置くことができる。
２　事務主事は、上司の命を受けて、課、室、事務部又は事務室における係長以下の職員の業務を、統括的立場で指導及び処理するとともに、課長、室長、事務長、副課長、副事務長又は事務室長を補佐する。

第１５条　削除

（専門職員）
第１６条　課、室、事務部及び事務室に専門職員を置くことができる。
２　専門職員は、上司の命を受けて、課、室、事務部又は事務室における特定又は一定範囲の分野の事務を処理する。

（係長）
第１７条　係に係長を置く。
２　係長は、上司の命を受けて、その係の事務を処理するとともに、係における指導的業務に従事する。

（主任）
第１８条　係に、主任を置くことができる。
２　主任は、上司の命を受けて、その係の担当事務を処理する。

第２章　戦略企画部

（戦略企画課）
第１９条　戦略企画課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 学長の企画立案及び調整を補助すること。
(2) 大学経営及び大学改革に関する企画を総括し、並びに連絡調整すること。
(3) 役員会、経営協議会及び教育研究評議会に関すること。
(4) 学長選考会議に関すること。
(5) 教育研究組織等の設置及び改廃の申請等に関すること。
(6) 中期目標、中期計画及び年度計画に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(7) 大学の評価に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(8) 学則その他の諸規則等の制定及び改廃に関すること。

第３章　事務局

第１節　総務部

（総務秘書課）
第２０条　総務秘書課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 本学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(2) 儀式その他の諸行事に関すること。
(3) 公印の管守に関すること。
(4) 文書類の接受、発送及び整理保存に関すること。
(5) 情報公開に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(6) 国立大学法人の登記に関すること。
(7) 危機管理に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(8) 広報に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(9) 学外及び学内の情報収集約に関すること。
(10) 学外及び学内への情報発信に関すること。
(11) 学内の広報活動を把握し、管理すること。
(12) 報道機関対応に関すること。
(13) 役員及び事務局長の秘書業務に関すること。
(14) 東京医科歯科大学基金に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(15) その他他の部及び課の所掌に属しない事務を処理すること。

（人事企画課）

第２１条　人事企画課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 人事企画事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(2) 人事制度の企画立案に関すること。
(3) 人員及び人件費の管理・運用に関すること（財務部、医学部附属病院事務部及び歯学部附属病院事務部の所管に係る事項を除く。）。
(4) 栄典及び表彰に関すること。
(5) 課の所掌事務に係る統計調査、分析及び諸報告に関すること。
(6) 労働協約、就業規則及び労使協定に関すること。
(7) 役職員（役員及び職員をいう。以下同じ。）の人事評価及び研修に関すること。
(8) 労働組合に関すること。
(9) 職員の労働時間、休暇、出張その他服務に関すること。
(10) 人事委員会に関すること。
(11) 名誉教授の称号授与に関すること。
(12) 役職員の兼業に関すること。
(13) 人事関係事務電算化の企画立案並びに電算システムの維持、運用及び保守に関すること。
(14) その他人事企画事務に関し、他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

（人事労務課）

第２１条の２　人事労務課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 人事労務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(2) 役職員の任免に関すること。
(3) 役職員の給与、期末手当、勤勉手当その他の手当に関すること。
(4) 人事記録に関すること。
(5) 役職員の給与及び退職手当の支払いに関すること。
(6) 所得税等に関すること。
(7) 給与等の支払に係る諸証明に関すること。

(8) 役職員の福利厚生に関すること。
(9) 共済組合の事務に関すること。
(10) 社会保険及び労働保険に関すること。
(11) 保育所に関すること。
(12) 非常勤講師の委嘱に関すること。
(13) 障害者雇用に関すること。
(14) その他人事労務事務に関し、他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

（コンプライアンス課）
第２１条の３　コンプライアンス課においては、次の業務をつかさどる。
(1) ハラスメントの防止等に関すること。
(2) 職員等のハラスメントの個別案件について、その解決に関すること。
(3) ハラスメント防止委員会に関すること。
(4) 職員等の苦情相談に関すること。
(5) 職員の懲戒及び指導等に関すること。
(6) 公益通報に関すること。
(7) 役職員の倫理に関すること。
(8) 労働紛争に関すること。

（業務支援室）
第２２条　業務支援室においては、次の業務をつかさどる。
(1) 他の事務組織から業務委託を受けた定型的又は季節的業務の支援に関すること。
(2) 特別支援学校生のインターンシップ（現場実習）や障害者職業能力開発校等の学生の体験実習の受け入れに関すること。

第２節　財務部

（財務企画課）
第２３条　財務企画課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 財務・会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(2) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること（財務企画課及び財務経理課の所掌に係るものに限る。）。
(3) 大学の評価に関すること。（財務企画課及び財務経理課の所掌に係るものに限る。）
(4) 予算に関すること。
(5) 運営費交付金に関すること。
(6) 資金の借入計画に関すること。
(7) 出資計画に関すること。
(8) 全学的な財務・経営分析に関すること。
(9) 会計諸規程等に関すること。

(10) 会計関係の公印の管守に関すること。
(11) 財務諸表等の作成及び公開に関すること。
(12) 消費税に関すること。
(13) 土地の有効利用に関すること。
(14) 土地等の貸借（看護師及び研修医等の借り上げ宿舎を除く。）に関すること。
(15) 税務（固定資産税に限る。）に関すること。
(16) 資金の管理及び運用に関すること。
(17) 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
(18) 債権管理の総括事務に関すること。
(19) 債権（附属病院に係る経理責任者所掌の債権を除く。）の管理に関すること。
(20) 預り金の収入及び支出に関すること。
(21) 課の所掌事務にかかわる統計調査及び諸報告に関すること。
(22) その他財務部の他の課に属しない事務を処理すること。

第２４条　削除

（財務経理課）
第２５条　財務経理課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 物品及び役務（施設企画課及び図書館メディア推進部の所掌に属するものを除く。）の調達に関すること。
(2) 旅費及び諸謝金の支給に関すること（附属病院の所掌に属するものを除く。）。
(3) 法人の業務に要する経費の経理に関すること。
(4) 外部資金の経理に関すること。
(5) 補助金その他預り金の経理に関すること。
(6) 有形固定資産（土地・建物・構築物を除く。）及び無形固定資産並びに固定資産以外の物品（国立大学法人東京医科歯科大学物品管理要領（平成１６年制定）第４条に規定するもので、図書館メディア推進部の所掌に属するものを除く。以下「資産等」といい、この条件において同じ。）の管理に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(7) 資産等の有効活用に関すること。
(8) 税務（資産等に限る。）に関すること。
(9) 政府調達契約の総括に関すること。
(10) 契約審査委員会に関すること。
(11) 取引停止に関すること。
(12) 一般競争参加資格者の資格審査（工事に関するものを除く。）に関すること。
(13) 自動車の運行管理に関すること。
(14) 課の所掌事務に係る統計調査及び諸報告に関すること。

第３節　施設部

（施設企画課）

第２６条　施設企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 建物、建築設備及び工作物等（以下この条において「施設」という。）の整備、復旧及び地球環境に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること（施設企画課及び施設管理課の所掌に係るものに限る。）。

(3) 大学の評価（施設企画課及び施設管理課の所掌に係るものに限る。）及び施設の点検・評価及び有効活用の促進に関すること。

(4) スペースマネジメントに関すること。

(5) 施設に係るマスタープランに関すること。

(6) 施設の整備、復旧に関し、企画し、及び予算案を準備すること。

(7) 施設に係る執行計画及び工事費の配分に関すること。

(8) 施設に係る設計、工事及び保守の入札及び契約事務に関すること。

(9) 設計に係るプロポーザル、工事及び保守に係る一般競争入札参加資格者の資格審査に関すること。

(10) 施設に係る配分予算の経理に関すること。

(11) 電子入札システム官職証明書の管守に関すること。

(12) 施設に係る諸規程等に関すること。

(13) 施設に係る統計調査及び諸報告に関すること。

(14) 施設のエネルギーに関すること。

(15) その他施設部のほかの課に属しない事務を処理すること。

（施設管理課）

第２７条　施設管理課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 建物、建築設備及び工作物等（以下この条において「施設」という。）に係る工事の整備計画に関すること。

(2) 施設の工事の実施（調査、設計、積算、工事監理、検査及び評価をいう。以下同じ。）に関すること。

(3) 施設の工事に係る資産額に関すること。

(4) 施設の工事の諸手続に関すること。

(5) 工事用資材の検査及び監守に関すること。

(6) 施設の維持保全に関すること。

(7) その他所掌に係る施設に関する技術的事項に関すること。

(8)土地、建物及び構築物等（以下この条において「土地等」という。）の管理に関すること。

(9) 施設（寮、宿舎に限る。）の有効活用に関すること。

(10) 役職員の宿舎に関すること（看護師宿舎並びに看護師及び研修医等借り上げ宿舎の入退居の手続きに関することを除く。）。
(11) 警備防犯及び防災に関すること（病院、駿河台地区及び国府台地区を除く。）。
(12) 防火管理に関し、総括し、及び連絡調整に関すること。
(13) 電話交換業務に関すること。

第４章　医学部事務部

（医学部事務部）
第２９条　医学部事務部においては、次の事務をつかさどる。
(1) 医学部の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(2) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること（医学部事務部の所掌に係るものに限る。）。
(3) 大学の評価に関すること（医学部事務部の所掌に係るものに限る。）。
(4) 医学部事務部の所掌する公印の管守に関すること。
(5) 教授会その他諸会議に関すること。
(6) 諸規則に関すること（医学部事務部の所掌に係るものに限る。）。
(7) 文書の接受に関すること。
(8) 所掌事務に関する調査統計及び諸報告に関すること。
(9) 警備取締り及び防災に関すること。
(10) 医学部学生の教育課程及び授業に関すること。
(11) 医学部学生の学籍簿その他諸記録に関すること。
(12) 医学部学生の修学指導に関すること。
(13) 四大学連合複合領域コースの総括及び教務（医学部事務部の所掌に係るものに限る。）に関すること。
(14) 医学部に属する特別聴講学生及び特別研究学生等に関すること。
(15) 医学部学生の納付金に関すること。
(16) その他医学部に関する事務を処理すること。

第５章　病院事務部

（総務課）
第３０条　総務課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 病院の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(2) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること（病院事務部の所掌に係るものに限る）。
(3) 大学の評価（病院事務部の所掌に係るものに限る）及び病院機能評価に関すること。
(4) 病院事務部の所掌する公印の管守に関すること。

(5) 病院運営会議その他の諸会議に関すること。
(6) 諸規則に関すること（病院事務部の所掌に係るものに限る）。
(7) 文書の接受・発送及び整理・保存に関すること。
(8) 所掌事務に関する調査統計及び諸報告に関すること。
(9) 警備取締り及び防災に関すること。
(10) 災害時救急医療体制の確立に関すること。
(11) その他他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

（労務課）
第３０条の２　労務課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 職員（大学院医歯学総合研究科（医学系及び歯学系）、医学部及び歯学部所属の者を含む。以下この条において同じ。）の労務等に関すること。
(2) 職員の出張及び海外渡航に関すること。
(3) 職員の研修に関すること。
(4) 看護職員宿舎並びに有料看護師等宿舎及び有料臨床研修医等宿舎の入退居の手続きに関すること。
(5) 放射線従事者登録に関すること。
(6) 医師臨床研修・歯科医師臨床研修に関すること。
(7) 特定行為研修及び歯科衛生士研修に関すること。
(8) 総合教育研修センターに関すること。
(9) その他労務等事務に関し、他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

（管理課）
第３１条　管理課においては、病院に係る次の事務をつかさどる。
(1) 経理事務に関し、総括し、及び連絡調整にすること。
(2) 債権（病院の療養費に係る債権を除く。）及び債権管理の総括に関すること。
(3) 収入支出の照査に関すること。
(4) 旅費及び諸謝金の支給に関すること。
(5) 外部資金に関すること。
(6) 物品及び役務の調達に関すること。
(7) 物品の管理に関すること。
(8) 消毒及び清掃に関すること。
(9) 施設、設備の維持及び管理に関すること。
(10) 調査統計に関すること。
(11) その他経理及び施設に関すること。

（経営企画課）
第３１条の２　経営企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 予算管理に関すること。
(2) 収支計画案の策定に関すること。
(3) 経営改善方策、経営戦略の策定に関すること。
(4) 管理会計等による経営状況の分析・評価に関すること。
(5) 病院経営指標（稼働状況等）の作成に関すること。
(6) 医療戦略会議に関すること。
(7) 診療経費（人件費・物件費）の執行状況の把握に関すること。
(8) 企画戦略会議に関すること。
(9) その他病院企画・経営に関すること。

（医事一課）

第３２条　医事一課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 医系医療事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(2) 医系患者の社会保険に関すること。
(3) 医系患者の公費負担医療に関すること。
(4) 医系患者の病院諸料金に関すること。
(5) 医系患者の病院等療養費債権に関すること。
(6) 診療報酬請求内容及び診療録等諸記録の監査に関すること。
(7) 院内医系診療部門等間の連携・調整に関すること。
(8) 健康保険法等に基づく諸手続及び報告に関すること。
(9) 医療情報に関すること。
(10) 所掌事務に係る調査統計に関すること。
(11) その他医系患者診療の業務に関する事務を処理すること。

（医事二課）

第３２条の２　医事二課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 歯系医療事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(2) 歯系患者の社会保険に関すること。
(3) 歯系患者の公費負担医療に関すること。
(4) 歯系患者の病院諸料金に関すること。
(5) 歯系患者の病院療養費債権に関すること。
(6) 歯科用金属材料及び埋入材料に関すること。
(7) 歯系患者の診療録の管理に関すること。
(8) 歯系患者の医事争訟に関すること。
(9) 歯系医療情報に関すること。
(10) 所掌事務に係る調査統計に関すること。
(11) その他歯系患者診療の業務に関する事務を処理すること。

（医療支援課）

第３３条　医療支援課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 医療支援事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 医系患者の診療録等諸記録の管理に関すること。

(3) 院内各診療科等間の連携・調整に関すること。

(4) 医療環境の整備充実に関すること。

(5) 先進医療に関すること。

(6) 医療法等に基づく諸手続及び報告に関すること。

(7) 患者相談室に関すること。

(8) 救命救急センターに関すること。

(9) がん先端治療部に関すること。

(10) 医師事務作業補助者の管理に関すること。

(11) 広範同意に関すること。

(12) 所掌事務に係る調査統計に関すること。

(13) その他医療支援の業務に関する事務を処理すること。

（医療品質管理課）

第３４条　医療品質管理課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 医事争訟に関すること。

(2) 医療安全管理に関すること。

(3) 院内感染防止対策に関すること。

（医療連携支援センター事務室）

第３５条　医療連携支援センター事務室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 医療連携支援センターに関すること。

(2) 地域医療機関との連携に関すること。

(3) 入院支援に関すること。

(4) 病棟事務業務に関すること。

(5) 所掌事務に係る調査統計に関すること。

(6) その他医療連携の業務に関する事務を処理すること。

第６章　歯学部事務部

（歯学部事務部）

第３６条　歯学部事務部においては、次の事務をつかさどる。

(1) 歯学部の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること（歯学部事務部の所掌に係るものに限る。）。

(3) 大学の評価に関すること（歯学部事務部の所掌に係るものに限る）。
(4) 歯学部事務部の所掌する公印の管守に関すること。
(5) 教授会その他の諸会議に関すること。
(6) 諸規則等に関すること（歯学部事務部の所掌に係るものに限る）。
(7) 警備取締及び防災に関すること。
(8) 職員の出張及び海外渡航に関すること。
(8) 臨床研究利益相反マネジメントに関すること。
(10) 調査、統計及び報告の総括に関すること（歯学部事務部の所掌に係るものに限る。）。
(11) 職員の服務等に関すること。
(12) 配分予算の経理に関すること。
(13) 歯学部学生の教育課程及び授業に関すること。
(14) 歯学部学生の学籍簿その他諸記録に関すること。
(15) 歯学部学生の修学指導に関すること。
(16) 四大学連合複合領域コースに係る教務（歯学部事務部の所掌に係るものに限る。）に関すること。
(17) 歯学部の特別聴講学生及び特別研究学生等に関すること。
(18) 歯学部学生の納付金に関すること。
(19) その他歯学部に関する事務を処理すること。

第７章　削除

第３７条　削除

第８章　削除

第３８条　削除

第９章　各附置研究所事務部

（各附置研究所事務部）
第３９条　各附置研究所事務部においては、次の事務をつかさどる。
(1) 教授会その他諸会議に関する事務を処理すること。
(2) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること（各附置研究所事務部の所掌に係るものに限る）。
(3) 大学の評価に関すること（各附置研究所事務部の所掌に係るものに限る）。
(4) 事務部の所掌する公印の管守に関すること。
(5) 研究報告に関すること。
(6) 配分予算の経理に関すること。
(7) 物品の管理に関すること。

(8) 構内の警備取締及び清掃に関すること。
(9) 臨床研究利益相反マネジメントに関すること。

第１０章　統合情報機構事務部

（学術情報課）

第４０条　学術情報課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 統合情報機構に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(2) 統合情報機構に係る中期目標、中期計画及び年度計画に関すること。
(3) 統合情報機構の情報戦略会議、その他の諸会議に関すること。
(4) 統合情報機構に係る諸規則に関すること。
(5) 統合情報機構の所掌する公印の管守に関すること。
(6) 統合情報機構の配分予算の経理に関すること。
(7) 統合情報機構に係る統計調査及び諸報告に関すること。
(8) 統合情報機構図書館部門（国府台分館を含む）の業務に関すること。
(9) 図書、雑誌、その他の学術資料、学術情報等の収集、整理、保管及び利活用に関すること。
(10) 大学紀要等の刊行に関すること。

（情報推進課）

第４１条　情報推進課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 大学の情報基盤に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(2) 情報セキュリティに関すること。
(3) 情報基盤システムの開発・導入・運用に関すること。
(4) 情報基盤システムの企画及び管理・運営に関すること。
(5) 統合情報機構 IT セキュリティ部門の事務処理に関すること。
(6) 課の所掌事務に係る統計調査及び報告に関すること。
(7) その他情報化に関すること。

（IR 事務室）

第４２条　IR 事務室においては、次の事務をつかさどる。
(1) IR データの分析、活用及び評価に関すること。
(2) BI ツールの管理に関すること。
(3) 統合報告書の作成に関すること。
(4) 指定統計及び学内諸統計の報告に関すること。
(5) 大学 IR システム全体の企画立案及び運用に関すること。

（デジタル変革推進事務室）

第４３条　デジタル変革推進事務室においては、次の事務をつかさどる。
(1) デジタル変革に係る戦略・施策の統括、企画及び立案に関すること。
(2) デジタル変革を推進するための基本計画及びロードマップの策定に関すること。
(3) デジタル変革に係るロードマップの進捗管理に関すること。

(4) デジタル変革に係る予算管理及び計画に関すること。
(5) 業務のデジタル化及び自動化に係る相談及び調達・導入の支援に関すること。
(6) その他、デジタル変革の推進等に関すること。

第１１章　学生支援・保健管理機構事務部

（学生支援事務室）
第４４条　学生支援事務室においては、次の事務をつかさどる。
(1) 学生の補導に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(2) 学生相談に関すること。
(3) 学生の各種団体、集会、掲示等に関すること。
(4) 学生向け刊行物に関すること。
(5) 学生の課外活動並びに課外活動施設及び厚生施設の管理運営に関すること。
(6) 奨学生に関すること。
(7) 入学料及び授業料等の免除、徴収猶予及び経済援助に関すること。
(8) 学生宿舎の管理運営に関すること。
(9) 学生のアルバイト及び就職支援等に関すること。
(10) 学生の厚生福祉に関すること。
(11) 学生支援・保健管理機構に関すること。
(12) 学生・女性支援センターに関すること。
(13) 保健管理センターに関すること。
(14) 室の所掌事務に係る統計調査及び報告に関すること。
(15) フィットネスルームに関すること。
(16) 学生のボランティアに関すること。
(17) 諸証明に関すること。

第１２章　職員健康管理・環境安全管理事務室

（職員健康管理・環境安全管理事務室）
第４５条　職員健康管理・環境安全管理事務室においては、次の事務をつかさどる。
(1) 役職員の健康管理及び安全管理に関すること。
(2) 役職員の災害補償に関すること。
(3) 本学の環境保全及び化学物質の安全管理に関すること。

第１３章　統合研究機構事務部

（研究推進課）
第４６条　研究推進課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 統合研究機構及び高等研究院の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(2) 外部資金等に係る事務（他の部、課の所掌に属するものを除く。）に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(3) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること（統合研究機構事務部の所掌に係るものに限る）。

(4) 大学の評価に関すること（統合研究機構事務部の所掌に係るものに限る）。
(5) 統合研究機構事務部の所掌する公印の管守に関すること。
(6) 文部科学省及び厚生労働省等科学研究費補助金に関すること。
(7) 競争的研究事業に関すること。
(8) 研究活動の不正行為防止に係る事務に関すること。
(9)統合研究機構研究力強化イニシアティブ、統合研究機構研究基盤クラスター、統合研究機構先端医歯工学創成クラスター及び時限的研究プロジェクトの事務に関すること。
(10) 遺伝子組換え生物等の実験、動物実験等及び病原微生物・特定病原体等の安全管理に係る事務に関すること。
(11) 外部資金（受託研究等）の受入に関すること。
(12) 大学の研究力強化に関すること（主に基礎研究に関すること）。
(13) 大学の重点研究に関すること。
(14) 研究者支援に関すること。

第１４章　統合イノベーション機構事務部

（産学連携課）

第４７条　産学連携課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 統合イノベーション機構及びＭ＆Ｄデータ科学センターの事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(2) 外部資金（受託研究、共同研究、奨学寄附金、研究助成金等）の受入に関すること。
(3) 学術団体等との連絡に関すること。
(4) 寄附講座及び寄附研究部門、ジョイントリサーチ講座及びジョイントリサーチ部門の設置申請等に関すること。
(5) 発明その他の知的財産等に関すること。
(6) 大学の商標、大学の名義使用許可に関すること（研究成果に基づくものや、営利目的に関するものに限る）
(7) 利益相反マネジメント（臨床研究利益相反マネジメントを除く。）に関すること。
(8) 安全保障の輸出管理に係る事務の連絡調整に関すること。
(9) 大学の研究力強化に関すること（主に臨床研究に関すること）。
(10) 医療情報や臨床研究データの活用に関すること。

第１５章　統合教育機構事務部

（学務企画課）

第４８条　学務企画課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 統合教育機構の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 学生及び教育に関する配分予算の経理に関すること。
(3) 教務に係る諸会議に関すること。
(4) 統合教育機構事務部の所掌する公印の管守に関すること。
(5) 学生に係る規則等に関すること。
(6) 学位に関すること。
(7) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること（統合教育機構事務部の所掌に係るものに限る）。
(8) 大学の評価に関すること（統合教育機構事務部の所掌に係るものに限る）。
(9) 自己点検・評価に関すること。
(10) 統合教育機構事務部の所掌事務に係る統計調査及び諸報告に関すること。
(11) 学務に関する情報システムの管理に関すること。
(12) 部局横断的な教育プログラム事業の申請事務の支援に関すること。
(13) 大学院学生の教育課程及び授業に関すること。
(14) 大学院学生の学籍簿その他諸記録に関すること。
(15) 大学院学生の修学指導に関すること。
(16) 大学院の特別聴講学生並びに特別研究学生及び大学院研究生等に関すること。
(17) 大学院学生の納付金に関すること。
(18) ジョイント・ディグリー・プログラムに関すること。
(19) グローバルヘルスリーダー養成コースに関すること。
(20) 国際社会人大学院コースに関すること。
２　前項第１８号の業務については、第５０条に規定する国際交流課と連携して行うものとする。

（入試課）
第４９条　入試課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 入学者選抜に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(2) 入学者選抜方法改善の企画・立案に関すること。
(3) 入学者選抜に係る会議に関すること。
(4) 公印の管守に関すること。
(5) 課の所掌事務に係る統計調査及び諸報告等に関すること。
(6) 大学入試センター試験に関すること。
(7) 学部学生及び大学院学生の募集並びに入学試験に関すること。
(8) その他入学者選抜に関すること。

（教養事務室）
第４９条の２　教養事務室においては、次の事務をつかさどる。
(1)教養部の教育、研究に係る事務
(2)教養事務室所掌の事務

第１６章　統合国際機構事務部

（国際交流課）

第５０条　国際交流課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 統合国際機構の事務に関し、統括及び連絡調整すること。
(2) 統合国際機構に係る諸会議に関すること。
(3) 統合国際機構事務部の所掌する公印の管守に関すること。
(4) 国際交流事業に係る外部資金に関すること。
(5) 国際交流協定に関すること。
(6) 国際サマープログラムに関すること。
(7) 海外拠点に関すること。
(8) 外国人留学生等の受入、日本語教育及び在学中の各種支援に関すること。
(9) 外国人研究者の受入に関すること。
(10) 学生の留学及び海外派遣（海外研修奨励賞を含む。）に関すること。
(11) 海外派遣前教育に関すること。
(12) 国際交流会館に関すること。
(13) 課の所掌事務に係る統計調査及び報告に関すること。
(14) その他国際交流（他部課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年９月３０日規則第７７号）

この規則は、平成１６年１０月１日から施行する。

附　則（平成１７年１２月２１日規則第２７号）

この規則は、平成１８年１月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月６日規則第３号）抄

（施行期日）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２９日規則第５号）抄

（施行期日）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年９月１８日規則第４３号）

この規則は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月１７日規則第３号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年９月１日規則第４０号）

この規則は、平成２１年９月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２３日規則第２４号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年４月１５日規則第５１号）

この規則は、平成２３年４月１５日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附　則（平成２３年９月１２日規則第８２号）

この規則は、平成２３年９月１２日から施行し、平成２３年８月１日から適用する。

附則（平成２３年１０月７日規則第９３号）
この規則は、平成２３年１０月７日から施行し、平成２３年９月１６日から適用する。
附則（平成２３年１０月２８日規則第９５号）
この規則は、平成２３年１１月１日から施行する。
附　則（平成２４年３月３０日規則第４４号）
この規則は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、難治疾患研究所事務部における第４２条第１号から第５号までに規定する事務については、大学院の教育部に在学するものがいる間、大学院の教育部に係るものを含むものとする。
附　則（平成２４年１０月５日規則第９１号）
１　この規則は、平成２４年１０月５日から施行し、平成２４年８月１日から適用する。
２　第５条の３の医療連携支援センター事務室に関する規定は、平成２４年１０月５日に施行し、平成２４年４月１日から適用する。
３　改正前第５条、第１９条及び第３８条第１項第６号の栄養管理室に関する規定は、平成２４年１０月５日に施行し、平成２４年７月１日から適用する。
附　則（平成２５年３月２９日規則第４１号）
この規則は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則（平成２５年８月１日規則第８５号）
この規則は、平成２５年８月１日から施行し、平成２５年６月１日から適用する。ただし、第５条の２及び第６条の医療情報事務室に関する規定については、平成２５年８月１日から施行する。
附　則（平成２５年１２月２７日規則第１０５号）
この規則は、平成２６年１月１日から施行する。
附　則（平成２６年６月１９日規則第４５号）
この規則は、平成２６年６月１９日から施行し、平成２６年５月１日から適用する。
附　則（平成２６年９月１９日規則第８７号）
この規則は、平成２６年１０月１日から施行する。
附　則（平成２６年１１月１３日規則第１１６号）
この規則は、平成２６年１１月１３日から施行し、平成２６年１０月１日から適用する。
附　則（平成２７年３月３１日規則第８４号）
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則（平成２７年４月２０日規則第１１４号）
この規則は、平成２７年４月２０日から施行する。
附　則（平成２７年８月１４日規則第１７２号）
この規則は、平成２７年８月１４日から施行し、平成２７年８月１日から適用する。
附　則（平成２７年９月３日規則第１８３号）
この規則は、平成２７年９月３日から施行し、平成２７年８月１日から適用する。
附　則（平成２７年９月３日規則第１９３号）
この規則は、平成２７年９月３日から施行し、平成２７年８月１日から適用する。
附　則（平成２８年８月５日規則第１２０号）
この規則は、平成２８年８月５日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。
附　則（平成２８年１０月１１日規則第１５１号）
この規則は、平成２８年１０月１１日から施行し、平成２８年８月１日から適用する。
附　則（平成２９年６月１日規則第７３号）
この規則は、平成２９年６月１日から施行し、平成２８年１０月１日から適用する。
附　則（平成２９年７月３１日規則第１０８号）

１　この規則は、平成２９年７月３１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。
２　平成２９年４月１日から平成２９年４月３０日までの間、規則内の「リサーチコアセンター」については、「医歯学研究支援センター」と読み替えるものとする。

附　則（平成２９年８月２３日規則第１１３号）

この規則は、平成２９年８月２３日から施行し、平成２９年８月１日から適用する。

附　則（平成２９年１０月１８日規則第１２１号）

この規則は、平成２９年１０月１８日から施行し、平成２９年９月１日から適用する。

附　則（平成２９年１１月２８日規則第１３１号）

この規則は、平成２９年１２月１日から施行する。

附　則（平成３０年９月１３日規則第８２号）

この規則は、平成３０年９月１３日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年９月２０日規則第８６号）

この規則は、平成３０年９月２０日から施行し、平成３０年９月１日から適用する。

附　則（令和元年８月２３日規則第９５号）

この規則は、令和元年８月２３日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則（令和元年１２月２６日規則第１２５号）

この規則は、令和２年１月１日から施行する。ただし、第２２条に規定する業務については、令和元年12月１日から適用する。

附　則（令和２年５月１日規則第５０号）

この規則は、令和２年５月１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和２年９月３０日規則第９３号）

この規則は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則（令和３年１月２８日規則第５号）

この規則は、令和３年１月２８日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年７月３０日規則第８２号）

この規則は、令和３年８月１日から施行する。

附　則（令和３年８月２７日規則第８５号）

この規則は、令和３年８月２７日から施行し、令和３年８月１日から適用する。

附　則（令和３年１０月１日規則第８８号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和３年１１月１０日規則第１１６号）

この規則は、令和３年１１月１０日から施行し、令和３年１０月１日から適用する。ただし、第２１条の２から第２１条の３の改正については、令和３年１１月１日から適用する。

附　則（令和４年３月３日規則第３３号）

この規則は、令和４年３月３日から施行し、令和４年３月１日から適用する。

附　則（令和４年３月３０日規則第６６号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年１月４日規則第１号）

この規則は、令和５年１月４日から施行し、令和４年４月１日から適用する。ただし、第５条第３項第９号、第６条第４項、第６条７項、第１０条第１項、第１１条第１項及び第４７条第１項の改正については、令和５年３月１日から適用する。

附　則（令和５年２月１日規則第１０号）

この規則は、令和５年２月１日から施行し、令和５年１月１日から適用する。

附　則（令和５年３月３日規則第３３号）

この規則は、令和５年３月３日から施行し、令和５年１月１日から適用する。

附　則（令和５年４月１０日規則第６１号）

この規則は、令和５年４月１０日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和５年５月９日規則第６８号）

この規則は、令和５年５月９日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和５年７月２７日規則第１０４号）

この規則は、令和５年８月１日から施行する。

附　則（令和６年４月３０日規則第４１号）

この規則は、令和６年４月３０日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則（令和６年７月２７日規則第６５号）

この規則は、令和６年８月１日から施行する。